

令和4年2月  
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

## 令和4年2月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和4年2月3日（木）午後3時開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎大会議室
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会議成立の宣言
  - 3 議事日程の決定
  - 4 議案第49号 市川市教育委員会教育長顕彰規程の一部改正について  
議案第50号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
  - 5 報告第27号 令和3年度市川市一般会計補正予算(第14号)(うち教育に関する事務に係る部分)に関する臨時代理の報告について  
報告第28号 令和4年度市川市一般会計予算(うち教育に関する事務に係る部分)に関する臨時代理の報告について
  - 6 その他
  - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 議案第49号 市川市教育委員会教育長顕彰規程の一部改正について  
議案第50号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
  - 2 報告第27号 令和3年度市川市一般会計補正予算(第14号)(うち教育に関する事務に係る部分)に関する臨時代理の報告について  
報告第28号 令和4年度市川市一般会計予算(うち教育に関する事務に係る部分)に関する臨時代理の報告について
  - 3 その他(1) 令和3年度「新成人の集い」開催結果について
- 5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	大高	究
委員	山元	幸惠
委員	広瀬	由紀
- 6 欠席者

委員	島田	由紀子
----	----	-----

## 7 出席職員、職・氏名

教育次長	松丸 多一
生涯学習部長	永田 治
生涯学習部次長	吉田 一弘
学校教育部長	小倉 貴志
学校教育部次長	新部 操
学校教育部学校建設担当参事	佐原 達雄
教育総務課長	町田 茂幸
教育施設課長	小山松 健
青少年育成課長	三浦 将之
社会教育課長	荒井 義光
中央図書館長	安永 崇
考古博物館長	杉山 元明
義務教育課長	藤井 義康
学校環境調整課長	小笠原 勝海
指導課長	野口 敏樹
就学支援課長	秀谷 康久
保健体育課長	河合 滋
教育センター所長	小籠 宏

## 8 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	須志原 みゆき
//	副主幹	岩瀬 絢子
//	主 査	新田 伸子

## ○教育長

それでは、ただ今から、令和4年2月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案2件、報告2件、その他1件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。はじめに、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、大高究委員、広瀬由紀委員を指名いたします。よろしく願います。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、願います。

## ○平田史郎委員

かしこまりました。それでは、「議案」に入ります。議案第49号「市川市教育委員会教育長顕彰規程の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

## ○教育総務課長

教育総務課長です。

議案第49号「市川市教育委員会教育長顕彰規程の一部改正について」ご説明いたします。議案1ページをお願いいたします。はじめに、改正の理由です。本規程は、市川市教育委員会教育長が行う顕彰（賞状又は感謝状の授与）に関し必要な事項を定めております。現在、賞状については、教育委員会が主催等をする行事において授与しておりますが、市長部局が主催等をする行事についても賞状の授与を求められることが多いため、賞状の授与の対象となる行事を明確化するほか、所要の改正を行う必要があることから、本規程の一部を改正するものでございます。次に、主な改正の内容です。議案4ページ、新旧対照表をお願いいたします。左側が現行、右側が改正後でございます。1点目は、第3条第2号の教育長が行う顕彰のうち、賞状の授与の対象となるものの明確化です。市川市教育委員会だけでなく、市長部局が主催等する行事につきましても功績が極めて優秀であり、他の模範となるものについて対象としております。アの「本市」には、教育委員会などの行政委員会や消防局が含まれております。2点目は、第6条でございます。1点目の改正を踏まえ、教育委員会以外の課長等が顕彰候補者の推薦をする場合の手續について規定するものです。続きまして、3点目は、5ページの第7条、第8条でございます。顕彰の決定及び取消しに係る手續きについて、規定するものでございます。最後に、施行期日です。運用は、令和4年度から開始することから、令和4年4月1日を施行期日とするものです。説明は以上です。よろしくご審議くださいようお願いいたします。

## ○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第49号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めま

す。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第50号「市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○青少年育成課長

青少年育成課長です。議案第50号「市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」ご説明いたします。議案7ページから12ページになります。改正内容は大きく2点でございます。その理由とともに議案7ページをご覧ください。まず、1点目といたしましては、「市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則」第5条におきまして、市川市放課後保育クラブに入所する者の保護者は、保育料の減額又は免除を受けようとするときは、申請書に住民票の写し等の書類を添えて提出することとされていますが、当該手続きの簡素化を図るため、規定を変更させていただくものです。つきましては、第5条第2項として保育料の減免の申請の際に添付する書類について、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができることとする旨を追記し、併せて議案9ページの様式第4号を変更いたしました。続きまして、2点目でございます。地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正により、未婚のひとり親についても地方税法上の控除等の措置が講じられたことに伴い、市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則第4条において、未婚のひとり親に対する寡婦控除のみなし適用に係る規定が不要となりました。このことから、第4条第1項第3号を削除し、併せて第2項を変更させて頂いております。なお、施行期日につきましては、4月1日からの施行となります。説明は以上でございます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第50号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

それでは、続きまして「報告」に入ります。報告第27号「令和3年度市川市一般会計補正予算(第14号)(うち教育に関する事務に係る部分)に関する臨時代理の

報告について」を説明してください。

### ○教育総務課長

教育総務課長です。別冊報告1ページをお願いいたします。報告第27号、「令和3年度市川市一般会計補正予算（第14号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。令和3年度市川市一般会計補正予算（第14号）のうち、教育に関する事務に係る部分につきましては、市長からの意見聴取に対し、教育委員会の意見を申し出る必要がありますが、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、市議会提出議案の内容には異議のないものとして、教育長が令和4年1月27日に臨時に代理し、同日付けで市長へ回答いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。5ページをお願いいたします。はじめに、「1.歳入歳出予算補正」の教育費「歳出」について、ご説明いたします。今回は項目が多岐にわたるため、契約差金による事業費の減額などを除き、主な項目を中心にご説明いたします。第11款・教育費、第1項・教育総務費、第2目事務局費です。第1節報酬におきまして、特別支援学級等補助教員を増員する必要性が生じたことなどから、会計年度任用職員報酬を増額するものです。次に、第2項・小学校費、第1目・学校管理費です。第10節需用費、光熱水費におきまして、電力供給契約先の変更により、当初見込んでいた料金単価よりも増となったことなどによるもの、また、12月市議会定例会で予算措置に至らなかった施設修繕料について、年度末までの集中した執行が可能な範囲において増額するものです。第11節役務費及び第12節委託料につきましては、各学校のテレビ廃棄のための家電リサイクル手数料を見込んでおりましたが、業務内容が委託事業となることから、手数料を減額し、委託料として増額とするものです。また、第14節工事請負費では、校舎等改修工事及びトイレ改修工事において令和4年度実施予定事業が令和3年度の国の補助対象事業となったため、前倒して実施することにより、増額するものです。続きまして、第3項・中学校費、第1目・学校管理費についてご説明いたします。第10節需用費、光熱水費及び施設修繕料におきまして、第2項・小学校費、第1目・学校管理費と同様の理由で増額するものでございます。第14節工事請負費におきましても、小学校費・学校管理費と同様に、令和4年度実施予定事業が令和3年度の国の補助対象事業となったため、前倒して実施することにより、増額するものです。6ページをお願いいたします。続きまして、第2目・教育振興費です。第18節負担金補助及び交付金におきまして、中学校スポーツ大会参加生徒交付金について、当初の見込みより上位大会へ出場する件数が増加したため増額するものです。最後に、第6項社会教育費です。第2目文化財費の第16節公有財産購入費におきまして、史跡曾谷貝塚の用地購入にあたり測量を行ったところ、登記上の面積より増となったため増額するものです。第3目公民館費、第10節需用費施設修繕料におきまして、市川公民館隣接の千葉県警察寮跡地が本市に返還された後にフェンスを設置する予定でしたが、千葉県警内での手続きが遅延しているため、今年度中の予算執行が困難なことから減額するものです。7ページをお願いいたします。第8目青少年育成費、第12節委託料におきまして、国の補正に伴い放課後児童支援員等の処遇改善がなされたため、

指定管理料の増額を行うものです。第18節負担金補助及び交付金におきまして、民間事業者に対しても同様に処遇改善がなされるため、増額するものです。第9目生涯学習センター費、第14節・工事請負費におきまして、生涯学習センター内にある故障および老朽化している空気調和設備について改修工事を行うため、増額するものでございます。以上、歳出につきましては、合計で3億6,122万4,000円の増額を要求するもので、今回の補正により、補正後の教育費の合計額は、147億1,280万円となります。続きまして、歳入についてご説明いたします。恐れ入りますが、4ページへお戻りください。第13款使用料及び手数料、第1項使用料、第8目教育使用料です。第2節社会教育使用料におきまして、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を図るため、休館等をいたしました施設の使用料をそれぞれ減額するものです。そのほかの項目につきましては、歳出に係る特定財源の減額又は増額でございます。以上、歳入につきましては、合計で4億761万1,000円の増額を要求するもので、今回の補正により、補正後の教育費に係る歳入全体の合計額は、42億7,098万2,000円となります。続きまして7ページをお願いいたします。歳出第2款・総務費、第1項・総務管理費、第12目・情報システム費です。本補正予算につきましては、第11款教育費に係るものはございませんが、教育の事務に係る情報システム関連経費であるため、意見聴取の対象となっているものでございます。内容につきましては、第12節・委託料、学校コンピューターネットワークシステム保守委託料及び第13節使用料及び賃借料、パーソナルコンピューター等賃借料は仕様の見直しによる減額、その他につきましては契約差金により不用額が生じたものでございます。続きまして、8ページをお願いいたします。「2.繰越明許費補正」について、ご説明いたします。第1段小学校営繕事業、第2段小学校営繕事業（トイレ改修）、第3段中学校営繕事業（トイレ改修）におきまして、令和4年度から令和3年度に前倒して実施することとなった工事につきまして、年度内での完成が見込めず翌年度に繰り越して執行するため、追加の繰越明許費の設定をお願いするものです。第4段図書館運営事業におきまして、自動車図書館車の製造についてコロナ禍の影響で各機材の納入が遅れており、年度内の納車が困難と見込まれることから、繰越明許費の設定をお願いするものです。第5段放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業におきまして、国の予算措置に合わせて令和4年9月分までの実施を確実にを行うために繰越明許費の設定をお願いするものです。第6段生涯学習センター設備改修事業について、センター内の空気調和設備改修工事におきまして、入札後、空調機器製作及び設置工事に4か月を要し、工事完成が来年度8月になると見込まれることから、繰越明許費の設定をお願いするものです。最後に、「3.地方債補正」についてでございます。歳入補正のうち、市債、小学校債、中学校債及び社会教育債の増額に伴い、市債の限度額についても変更する必要があることから、補正前の限度額である5億2,360万円から、市債の補正額と同額の3億3,030万円増となる、8億5,390万円へ限度額の変更を要求するものです。説明は以上でございます。

#### ○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、この件に関して、ご質問・ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特にないよう

ですので、報告第27号を終了いたします。

次に、報告第28号「令和4年度市川市一般会計予算（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

### ○教育総務課長

教育総務課長です。報告第28号「令和4年度市川市一般会計予算（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。令和4年度 市川市一般会計予算のうち、教育に関する事務に係る部分につきましては、先程ご説明いたしました報告第27号と同様に、本予算の内容には異議のないものとして、教育長が臨時代理し、市長へ回答いたしましたので、ご報告いたします。新年度予算は、新規・拡大事業等の政策的な経費を除きました「骨格予算」となっております。別冊報告13ページをお願いいたします。はじめに、「1.歳入歳出予算」の（1）教育費、歳出についてご説明いたします。令和4年度の教育費の歳出総額は、140億1,000万円で、前年度の、143億6,400万円に対して、3億5,400万円の減額となっております。主な増減理由をご説明いたします。第2項小学校費、第1目学校管理費につきましては、学校感染症対策備品の購入の完了などにより減額があるものの、学校照明のLED化工事を実施することなどにより、1億408万9,000円の増額となるものです。第3項中学校費、第1目学校管理費につきましては、学校感染症対策備品の購入の完了や、須和田の丘支援学校の（仮称）特別教室棟新設のための第二中学校テニスコート等整備工事が完了したことなどにより8,689万1,000円の減額となるものです。また、第2目教育振興費の下段、学校建設費につきましては、今年度で塩浜学園校舎・屋内運動場新築工事に関連する工事が終了したことから、同目の計上がなくなるものでございます。第6項社会教育費、第1目社会教育総務費につきましては、学習交流施設「市本」が完成したことから、施設修繕料が減額となったことなどにより、4,963万4,000円の減額となるものです。同項、第2目文化財費につきましては、令和4年度史跡公有化の予定がないことなどにより、5,379万5,000円の減額となるものです。第3目公民館費につきましては、中央公民館の取り壊し工事が進められることなどにより608万3,000円の増額となるものです。第8目青少年育成費につきましては、令和3年度で塩焼小学校保育クラブの賃借が終了し、令和4年度に買上げることなどにより、2,888万7,000円の減額となるものです。なお、第1項教育総務費・第4目教育センター費及び第6項社会教育費・第5目少年センター費の増額につきましては、令和3年度に情報統括事業として総務費に移管したものの、事業の性質上従前の費目に戻ったことなどにより増額となるものでございます。歳出の説明は、以上でございます。続きまして「歳入」について、ご説明いたします。恐れ入りますが、12ページへお戻りください。令和4年度一般会計予算の教育費に係る部分の歳入は、35億43万7,000円で、前年度の38億5,997万1,000円に対して、3億5,953万4,000円の減額となっております。主な増減理由をご説明いたします。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第6目教育費国庫補助金におきまして、コロナウイルス感染症拡大防止に係る事業費の減に伴い、学校保健特別対策事業費補助金や子ども・子育て支援交付金が減額となるものです。また、第21款市債、第1項市債、第8目教育債におきましては、塩浜学園校舎・屋内運動場新築工事が終了したこと

などにより、財源となる市債1億9,760万円の減額となるものです。歳入の説明は、以上でございます。次に、教育費に係る情報システム関連経費についてでございます。13ページをお願いいたします。(2) 歳出第2款・総務費、第1項・総務管理費、第12目・情報システム費です。令和4年度の教育の事務に係る情報システム関連経費の歳出総額は、16億8,200万9,000円で、前年度の、18億5,813万2,000円に対して、1億7,612万3,000円の減額となっております。主な増減といたしましては、学習用タブレット端末等の購入に係る備品購入費1億2,276万円などが減額となるものです。続きまして、「2. 債務負担行為」についてご説明いたします。14ページをお願いいたします。債務負担行為は、将来支出を伴う債務について、その期間及び限度額を定めるものでございます。第1段「学校保健定期健康診断委託費」につきましては、毎年度4月から6月までに実施する定期健康診断を委託するため、令和4年度に次年度の契約手続きを行うことから設定するものです。第2段「学習用タブレット再設定委託費」につきましては、令和4年度末に卒業する中学校3年生のタブレット端末を次年度の小学校1年生に引き継ぐため、学習用タブレットを再設定するために、設定するものです。次に、「3. 地方債」についてです。令和4年度当初予算における教育費の市債の借入限度額は、3億2,600万円で、その内訳は、小・中学校の営繕事業、公民館営繕事業、となっております。令和4年度一般会計予算の教育費の説明は以上でございます。続きまして、「令和4年度 主要事業概要」についてご説明いたします。16ページの事業一覧をお願いいたします。このうち、「(1) 主要事業9 教育環境の充実」のための5つの主要事業についてご説明いたします。19ページをお願いいたします。「子どもの居場所づくり事業」は、放課後等において子どもが安全・安心に過ごせる居場所を提供し、自由遊びを基本としながら、学習支援、スポーツ等の活動プログラムを実施するものでございます。令和4年度は、昨年度に引き続き新たに8箇所の「放課後子ども教室」の開室を予定しており、さらなる充実を図るものでございます。続きまして、20ページをお願いいたします。「小学校営繕事業(学校照明LED化工事)」です。本事業は地球温暖化対策のための公共施設省エネ化の一環として、学校照明のLED化を推進し、二酸化炭素排出量の削減を図るものです。令和4年度は小学校5校の教室、廊下等校舎内にある照明設備について、LED化するものです。続きまして、21ページをお願いいたします。「学習交流施設事業」は、本を介して人々が出会い、学び、利用者同士が交流を深めることで学び続けられるコミュニティの形成を促進する事業であり、令和3年11月市川駅北口に「市本」を開設いたしました。毎月1つのテーマを設定し、テーマに沿った読書会や講演などのイベントの開催などにより、連続性を持った学びや、本を介した交流の促進に繋げるものでございます。続きまして、22ページをお願いいたします。「須和田の丘支援学校狭隘対策事業」です。この事業は、須和田の丘支援学校の生徒数増加による本校舎教室不足を解消するため、隣接する第二中学校の敷地に、須和田の丘支援学校(仮称) 特別教室棟を新設するもので、令和4年9月の供用開始を目指し、必要な整備を行うものです。最後に、23ページをお願いいたします。「デジタル教科書等導入事業」です。この事業は、ハード面でのICTの環境整備に伴い、ソフト面であるデジタル教材の充実を図っていくものです。令和4年度は新たに小学校3年生から6

年生の理科及び、小学校5年生から6年生の社会についても、「指導者用デジタル教科書（教材）」を導入し新学習指導要領の全面実施に伴う「主体的・対話的で深い学び」の授業の実現をさらに推進するものでございます。説明は以上でございます。

#### ○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特にご質問等ないようですので、報告第28号を終了いたします。

それでは、続きまして、「その他」に入ります。その他（1）「令和3年度『新成人の集い』開催結果について」を説明してください。

#### ○社会教育課長

社会教育課長です。恐れ入りますが、議案13ページをお願いいたします。その他（1）「令和3年度『新成人の集い』開催結果について」ご報告をいたします。今年度も昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、式典会場を設けずオンラインでの配信を中心とした内容に変更するとともに、ご家族やご友人と一緒に記念写真の撮影ができるフォトスポットを市内小中学校等16か所に設置いたしました。開催日は令和4年1月9日、日曜日でした。今年度の対象者は、令和3年11月1日現在で4,385名でございました。式典につきましては、市長の祝辞や新成人代表挨拶のほか、本市にゆかりのある、謎解きクリエイターの松丸亮吾さん、またプロバスケットボール選手で、東京オリンピックで日本代表に選出され、銀メダル獲得に貢献された赤穂ひまわり選手と、同じくプロバスケットボール選手で姉の赤穂さくら選手からのお祝いのメッセージなどを成人式専用サイトに配信いたしました。式典動画の視聴数につきましては1月20日現在で1,994回となっております。フォトスポット会場につきましては、感染防止対策を徹底し、中学校の体育館など16か所にそれぞれ2種類の背景を設置いたしました。16会場合計で新成人及びご家族の方も含めまして、2,642の方が来場されました。また、卒業当時の担任の先生からのビデオレターにつきましても専用サイトで配信を行いましたが、視聴数はこちらも1月20日現在で2,761回となっております。記念品につきましては市のシンボルマーク入りのタンブラーをフォトスポット会場で配付をいたしました。大変多くの新成人やご家族の方が来場されましたが、大きな混乱もなく、フォトスポットで感染が拡大したという事実も確認されておりません。昨年度と比べまして、対象者数は200人以上少なくなっておりますが、フォトスポット会場への来場者数は、昨年度と比べて500人以上、また、式典動画の視聴数は1,000回以上多くなっており、昨年度を大きく上回る新成人の方にご参加をいただきました。成人式についての説明は以上となります。

#### ○平田史郎委員

ありがとうございました。それでは、以上のご説明につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。来年は、また従来型と今年度のような方法の両建てで用意をしなければいけないのですかね。

#### ○社会教育課長

社会教育課長です。来年度は文化会館の改修工事が終了となりますので、今の

ところは、文化会館を活用した成人式を開催する予定で考えております。

○平田史郎委員

なかなか間が途切れてしまい、大変かと思いますが、ひとつよろしく願いいたします。それでは特にご質問等ないようですので、その他(1)を終了いたします。

本日予定しておりました議事はこれで終了いたします。それでは、教育長にお返しいたします。

○教育長

承知いたしました。これをもちまして、令和4年2月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時30分閉会)